

平成18年度 中小企業関係税制改正意見の概要 ～ 中小企業の活力を引き出す税制改革～

基本的視点

我が国の雇用・産業創出を担い、地域経済を支える中小企業の経済活動を活性化するため、中小企業の財務基盤強化等に向けた取組を支援するとともに、積極的な事業展開に資する投資を促進する。

1. 中小企業の財務基盤の強化・資金調達能力の向上

(1) 同族会社の留保金課税について

厳しい競争環境の中、新たな発展を目指す中小企業にとって、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保、信用力向上を図るための財務基盤の強化といった経営課題に対処するためには、利益の内部留保が必要不可欠。同族会社の一定水準以上の内部留保に対して課される留保金課税(現行税率10～20%)は、こうした中小企業の新たな発展の障害要因となっているため、その廃止を含めた抜本的見直しを行う。

(2) 創業5年以内の中小企業者に係る欠損金の繰戻し還付措置の延長

我が国経済を活性化するため、新産業・新事業の創出に寄与する中小企業者が、昨今の厳しい経済環境に対応できるよう、税制の整備を図る必要がある。このため、事業基盤が脆弱な創業間もない中小企業の資金繰り難を緩和するため、欠損金の繰戻し還付措置を延長する(現行:設立5年以内の中小企業について、1年間の繰戻し還付措置)。

(3) 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。したがって、中小企業の事業承継を円滑化するための制度改善に引き続き取り組む(現行:事業用宅地の400m²まで相続税評価額の80%が非課税、自社株の相続税課税価格の10%軽減措置等)。

2. ものづくり等を担う中小企業の積極的な投資促進

(1) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力であり、依然として厳しい経済環境の中、引き続きものづくり基盤技術を担う企業をはじめとして意欲のある中小企業の設備投資の活性化を図る必要がある。このため、資金繰りの厳しい中で思い切った設備投資を可能とする中小企業投資促進税制を延長する(現行:特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%))。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力であり、依然として厳しい経済環境の中、大規模な投資支援だけでなく、小規模な減価償却資産の取得・更新を促進し、事業の効率化等を促進することにより中小企業の活力向上を図るため、中小企業者等の少額減価償却資産特例を延長する(現行:30万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金算入)。

3. 中小企業技術基盤強化税制(上乗せ措置)の延長

経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会のニーズに即応した技術革新を図ることは不可欠。今後とも、我が国製造業を支えるものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発をはじめとする中小企業の研究開発への積極的な取組を支援するため、中小企業の試験研究費に対する税額控除割合の上乗せ措置を延長する(現行:試験研究費の15%を税額控除(12%は恒久措置、上乗せ分3%が時限措置))。

4. その他の中小企業関係税制措置

- (1) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じる。
- (2) まちづくり3法の見直しに伴い、空き店舗対策を強化するため小規模宅地への相続税課税の適用等について所要の措置を講じる。
- (3) 中心市街地において、中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた商店街振興組合等が行う商業施設等の整備を促進するため、商業施設等の特別償却(8%又は12%)制度の適用期限を延長する。
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換え特例制度(圧縮記帳による損金算入制度(圧縮限度額80%))の適用期限を延長する。
- (5) 課税上の運用の明確化のため、その実態等を踏まえつつ、交際費等の範囲の明確化について所要の措置を講じる。
- (6) 事業形態による課税の不公平解消のため、個人事業主の報酬について勤労性に配慮した所要の措置を講じる。